

第3章 基本理念と基本目標

第1節 基本理念

本計画の策定にあたり、その基本となる理念は「相馬市総合計画（相馬市マスタープラン2017）」の基本理念に沿い、また「第8期相馬市高齢者福祉計画・第8期相馬市介護保険事業計画」の基本理念を踏まえ、以下のように決めました。

『みんなでつくる いつまでも健やかに暮らせるまち 相馬市』

介護保険制度は、平成12年度にスタートしてから20年以上が経過しますが、高齢者人口の増加に伴い、年々要介護認定者が増加し、保険給付費が増大する状況に対応するため数々の改正が行われ、国民の老後の生活の安心を担い続けています。

平成18年4月には、高齢者が介護を必要とせず、元気でいきいきと自立した生活を送ることができることを目指し、予防重視型へ転換され、また、平成26年度には、要支援者等の高齢者の多様な生活支援のニーズに地域全体で応えていくため、予防給付の訪問介護及び通所介護を、地域の実情に応じて、市町村が効率的かつ効果的に実施することができる「介護予防・日常生活支援総合事業」に移行しました。

本市においても、介護が必要となったときに手厚いサービスを提供するという従来の視点ではなく、自立支援の観点から介護予防を重視し、すべての高齢者が健康で自立した生活を送り、生きがいを持ちながら安心して過ごせる地域社会の実現を目指してきました。

このため市は、健康な高齢者が自立した生活を継続できることや、生活支援が必要な高齢者を地域の元気な高齢者が支え合い、また、要介護状態となっても、できる限りその人が有する能力や機能を活かしながら、それぞれの心身の健康状態に合わせて、住み慣れた地域で、自分らしく生活を送ることができる地域を目指します。

また、少子高齢化や核家族化、更には地域コミュニティの希薄化に起因する、高齢者を取り巻く様々な社会的な不安や問題を緩和・解消するために、団塊の世代が75歳以上となる令和7年を迎え、また、団塊ジュニア世代が65歳以上となる令和22年を見据え、医療、介護、介護予防、住まい及び自立した日常生活の支援が包括的に確保される地域包括ケアシステムの体制づくりを市民とともに創り上げ、「みんなでつくる いつまでも健やかに暮らせるまち 相馬市」の実現を目指します。

第2節 基本目標

基本理念を実現させるために、本計画における政策目標を以下のとおり定めるとともに、これらの政策目標の実現に向けて、また、必要な施策を展開していくため、個々の政策目標ごとに主要施策を設定しました。

<政策目標 1>

「高齢者福祉の充実」

高齢者が住み慣れた地域において安心して生活し続けることができるよう、高齢者及びその家族を含む地域の人々が相互に支え合い、助け合う環境づくりを推進します。

また、高齢者が介護を必要とすることになっても、自分の意志をもってその人らしい生活を送ることができるよう、高齢者の権利擁護体制の強化を図るなど、総合的な高齢者福祉の充実に努めます。

更に、介護保険事業と調整し、効率的な施策を進めるため、事業の集約や見直しを図ります。

<政策目標 2>

「介護保険事業の効率的な運用」

今後更に高齢化が進むと予想される中、介護保険事業の更なる適切な運用を図り、介護予防事業の効果が十分に得られるよう施策を推進するとともに、介護保険の限られた財源が有効に活用されるよう、需要の把握、要介護認定、介護業務の評価などを適切に実施します。

また、高齢者が可能な限り住み慣れた地域で、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、医療、介護、介護予防、住まい及び日常生活の支援が包括的に確保される地域包括ケアシステムの更なる深化に努めます。

第3節 主要施策

【施策の体系】

基本目標	主要施策
政策目標1 高齢者福祉の充実	第1 保健・福祉サービスの提供
	第2 生きがいづくりの推進
	第3 就労対策の充実
	第4 認知症高齢者支援の推進
	第5 交通弱者・買い物弱者への支援
	第6 孤独死対策
	第7 高齢者の権利擁護の推進
	第8 高齢者の居住支援
	第9 被災した高齢者への支援
	第10 災害時における高齢者への支援
政策目標2 介護保険事業の効率的な運用	第1 介護に携わる人材の育成
	第2 地域包括ケアシステムの推進
	第3 適切な介護サービスの提供
	1 保険給付事業
	(1) 居宅サービス
	(2) 地域密着型サービス
	(3) 施設サービス
	(4) その他のサービス
	2 地域支援事業
	(1) 介護予防・日常生活支援総合事業
	(2) 包括的支援事業
	(3) 任意事業
	第4 介護保険制度の健全な運営
第5 自立支援・介護予防・重度化防止の取組み及び目標設定	
第6 介護給付等に要する費用の適正化への取組み及び目標設定	

第4節 日常生活圏域

1 日常生活圏域の設定

高齢者が住み慣れた地域において持続的に生活できるようにするためには、日常生活を営んでいる一定の地域ごとに、要介護状態となった場合に高齢者を支えるための基盤となる介護サービスが、バランスよく整備されている必要があります。

この点を踏まえて、地域包括支援センターの設置や地域密着型サービスの整備を計画する単位となる日常生活圏域は、第3期介護保険事業計画以降、保険者ごとに設定できますが、本市では、介護サービス事業所や介護保険施設、並びに医療機関などが比較的中心市街地周辺に集中しているものの、人口動態や住民の生活形態、更には地理的条件や交通事情等を総合的に判断した結果、本計画期間においてもこれまでどおり、本市全域を1つの日常生活圏域として設定し、介護サービスの整備・充実に努めます。